

平成 26 年

静岡県後期高齢者医療広域連合議会 7 月定例会会議録

平成26年 7 月28日 開会

平成26年 7 月28日 閉会

静岡県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のための出席者	2
職務のための出席者	2
開 会	2
日程第1 議席の指定について	3
日程第2 会議録署名議員の指名について	3
日程第3 会期について	3
日程追加 議長の辞職許可	4
日程追加 議長の選挙	4
日程追加 副議長の辞職許可	6
日程追加 副議長の選挙	7
日程第4 同意議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき 議会の同意を求めることについて	8
日程第5 一般質問	9
日程第6 認定第1号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入 歳出決算の認定について	11
日程第7 認定第2号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	12
日程第8 議案第6号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤職 員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	13
日程第9 議案第7号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算(第1号)	14
日程第10 議案第7号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療事業特別会計補正予算(第1号)	14
日程第11 同意議案第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会 の同意を求めることについて	15
閉 会	17

平成 26 年静岡県後期高齢者医療広域連合議会 7 月定例会会議録

○議事日程

平成26年7月28日（月）午後2時07分開会

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期について
- 日程第4 同意議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 認定第1号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第6号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第7号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第8号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 同意議案第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第11まで
- 日程追加 議長の辞職許可
- 日程追加 議長の選挙
- 日程追加 副議長の辞職許可
- 日程追加 副議長の選挙

○出席議員（13人）

- | | | | |
|-------|----------|-------|---------|
| （1番） | 石上 顕太郎 君 | （2番） | 飯田 正志 君 |
| （3番） | 梅本 和熙 君 | （5番） | 秋田 稔 君 |
| （7番） | 八木 栄 君 | （9番） | 太田 康隆 君 |
| （10番） | 梅原 一美 君 | （11番） | 藤井 武彦 君 |

(12番) 西島昌和君

(17番) 齋藤重君

(20番) 山本博保君

(15番) 北村正平君

(19番) 土屋糸太郎君

○欠席議員（7人）

(4番) 森延彦君

(8番) 楠山俊介君

(14番) 菊地豊君

(18番) 岩崎高雄君

(6番) 中野弘道君

(13番) 齊藤栄君

(16番) 田辺信宏君

○説明のための出席者（8人）

広域連合長 原田英之君

事務局次長 笹間靖弘君

資格管理室長 長谷川達巳君

医療給付室長 森川秀幸君

会計管理者 諸井泰君

事務局次長 牧野敏広君

保険料室長 望月伸浩君

電算室長 林欣哉君

○職務のための出席者（3人）

書記長 山岡慶博君

書記 山田貴美君

書記 中山克仁君

午後2時07分開会

○議長（太田康隆君）ただいまの出席議員は13人でございます。

よって、定足数に達しておりますので、平成26年静岡県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を開会いたします。

この際、私から「諸般の報告」として、4点の報告を申し上げます。

はじめに、議員の異動について、御報告いたします。

閉会中の3月23日付けをもって、太田長八議員が、4月25日付けをもって、相馬宏行議員が、それぞれ広域連合議員の任期を満了されました。

また、閉会中に市議会議員区分から選出されていた菅本利隆議員、碓井宏政議員、朝比奈貞郎議員から辞職願が提出され、それぞれ4月30日付けで議員辞職の許可をいたしました。

このことにより、5人が欠員となりましたが、5月1日告示の静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、町長区分から梅本和熙議員、森延彦議員が、市議会議員区分から石上頭太郎議員、飯田正志議員、秋田稔議員が当選されましたので御報告いたします。

次に、本日広域連合長から同意議案第1号「静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」ほか6件の議案が提出されております。

次に、広域連合長から平成25年度主要施策の成果説明書が提出されましたので、お手元に配

付してあります。

次に、監査委員から平成26年1月分から平成26年5月分の現金出納検査の結果について報告があり、お手元に配付してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（太田康隆君）日程第1、議席の指定を行います。

議員の異動に伴い、改めて議席の指定を行います。新たな議席は、ただ今御着席の議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（太田康隆君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において北村正平議員、山本博保議員を指名いたします。

日程第3 会期について

○議長（太田康隆君）次に、日程第3、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（太田康隆君）御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長（太田康隆君）この際、暫時休憩いたします。

午後2時09分休憩

午後2時10分再開

○議長（太田康隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議長職を副議長に交代いたします。

○副議長（土屋桑太郎君）この際、太田康隆議員から、一身上の都合により議長を辞職したい旨の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職許可を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（土屋桑太郎君）御異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程追加 議長の辞職許可

○副議長（土屋桑太郎君）日程追加、議長の辞職許可を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、太田康隆議員の退席を求めます。

〔 太田康隆君 退場 〕

○副議長（土屋桑太郎君）お諮りいたします。

太田康隆議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」 〕

○副議長（土屋桑太郎君）御異議なしと認めます。よって、太田康隆議員の議長の辞職を許可することに決しました。

太田康隆議員、御入場ください。

〔 太田康隆君 入場 〕

○副議長（土屋桑太郎君）太田康隆議員に申し上げます。ただいま、太田康隆議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」 〕

○副議長（土屋桑太郎君）御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

日程追加 議長の選挙

○副議長（土屋桑太郎君）日程追加、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」 〕

○副議長（土屋桑太郎君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」 〕

○副議長（土屋桑太郎君）御異議なしと認めます。よって、指名の方法については、副議長が

指名することに決しました。

議長については、石上顕太郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長が指名しました石上顕太郎議員を議長の当選人に定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」]

○副議長（土屋桑太郎君）御異議なしと認めます。よって、ただいま副議長において指名しました石上顕太郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました石上顕太郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

石上顕太郎議員、登壇してごあいさつをお願いします。

○議長（石上顕太郎君）ただいま皆様の御推挙いただきまして、当広域連合議会の議長に就任をさせていただくことになりました静岡市議会議長の石上顕太郎と申します。

皆様には心から感謝を申し上げます。同時に広域連合議会議長という大任に、身の引き締まる思いでございます。がんばって参りますので、よろしくお祈りをいたします。

後期高齢者医療制度の安定した運営のために、国の動向を注視しつつ、広域連合議会が果たすべき役割を自覚して、住民の負託に応えるべく、公平公正な議会運営に努めて参りますので、議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。就任に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

○副議長（土屋桑太郎君）それでは、ここで新議長と交代をいたします。議長、議長席にお着き願います。

○議長（石上顕太郎君）それではよろしくお願いいたします。前議長の太田康隆議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

太田康隆議員。

○議員（太田康隆君）発言のお許しをいただきましたので、議長職の退任にあたり一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

昨年7月、皆様の御推挙によりまして当広域連合議会の議長に就任しまして以降、平成26年、27年の保険料率の改定であるとか予算審議等を通じて、安定的な後期高齢者医療制度の運営に向けた議会活動を要求されたところであります。

このような時に議長という大役を無事務めることができたのも、皆様方の御理解と御協力によるものと心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、原田連合長から先ほど指摘されたように、この広域、後期高齢者医療制度も国の制度と言いながら、増え続ける高齢者の中で医療給付費も増大していくということで、広域でや

っていることのメリットと、広域でやっているが故になかなか課題が見えにくいという問題点も指摘されています。

今後、私たちもこうした医療制度の在り方について、あるいは国の医療に関するナショナル・ミニマムもですね、どこらへんにあるべきかということも含めて、相当突っ込んだ議論をしていかないと、なかなか制度自体が維持できていかないのではないのかなというような感想を持っております。

今後また「国民健康保険の方も広域で」というような議論があるなかで、こうした広域で行う医療制度の在り方も含めてですね、皆様と突っ込んだ議論をしていければなど、そんな思いで議長を退任させていただくわけであります。

今後ますます、この制度が円滑な運営の下に初期の目的を達成されますことを心からご祈念申し上げます、退任のあいさつとさせていただきますと思います

どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長(石上顕太郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長(石上顕太郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、土屋糸太郎議員から、一身上の都合により副議長を辞職したい旨の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職許可を日程に追加し、議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長(石上顕太郎君) 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職許可を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 副議長の辞職許可

○議長(石上顕太郎君) 日程追加、副議長の辞職許可を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、土屋糸太郎議員の退席を求めます。

〔土屋糸太郎君 退場〕

○議長(石上顕太郎君) お諮りいたします。

土屋糸太郎議員の副議長の辞職を許可することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長(石上顕太郎君) 異議なしと認めます。よって、土屋糸太郎議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

土屋糸太郎議員、御入場ください。

〔 土屋糸太郎君 入場 〕

○議長（石上顕太郎君）土屋糸太郎議員に申し上げます。ただいま、土屋糸太郎副議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔 「異議なし」 〕

○議長（石上顕太郎君）異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

日程追加 副議長の選挙

○議長（石上顕太郎君）日程追加、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔 「異議なし」 〕

○議長（石上顕太郎君）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔 「異議なし」 〕

○議長（石上顕太郎君）異議なしと認めます。よって、指名の方法については、議長が指名することに決しました。

副議長については、齋藤重議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました齋藤重議員を副議長の当選人に定めることに異議ありませんか。

〔 「異議なし」 〕

○議長（石上顕太郎君）異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました齋藤重議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました齋藤重議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

齋藤重議員、登壇してごあいさつをお願いいたします。

○副議長（齋藤重君）ただいま議長に御指名をいただき、皆様の御賛同を得まして当広域連合

議会の副議長に就任させていただくことになりました松崎町議会の齋藤重でございます。皆様には心から感謝を申し上げます。

副議長として議長を補佐し、本議会の運営がスムーズに行われますよう努力して参りますので、皆様方の御支援、御協力を心からお願い申し上げます、私のあいさつに代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

(拍手)

○議長(石上顕太郎君) 前副議長の土屋糸太郎議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

土屋糸太郎議員。

○議員(土屋糸太郎君) 副議長職を退任するに当たり、一言御礼を申し上げます。

昨年の7月に就任させていただいて以来、太田前議長のもと議会の円滑な運営に努めて参りました。心から皆さんの御協力に感謝を申し上げたいと思います。

これからも、石上議長、齋藤副議長のもとに広域連合の安定した運営がなされ、今後も高齢者が安心して医療を受けられますことを祈願いたしまして私の退任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(石上顕太郎君) ここで、御了承願います。これからの日程番号につきましては、従前の番号をそのまま使用させていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

日程第4 同意議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長(石上顕太郎君) 次に、日程第4、同意議案第1号「静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長(原田英之君) 御説明申し上げます。

当広域連合の副連合長といたしまして、長泉町長の遠藤日出夫氏を選任いたしたいと思いません。

遠藤氏におかれましては、現在町村会の会長をなさっております。私もよくいろんな場面でお世話になります。とても人格も優れた方で当広域連合の副連合長として適任と存じますので、ぜひ議員の皆様方の御同意をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(石上顕太郎君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて、討論を終了いたします。

これより、同意議案第1号について採決いたします。

本件については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。よって、同意議案第1号は、原案のとおり同意されました。

○議長（石上顕太郎君）ここで私ごとになります。本日は別の公務のため、議長職を齋藤副議長にお願いいたしまして、これより中座させていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○副議長（齋藤重君）石上議長が公務により中座されまして、議長が不在でございますので、代理で議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 一般質問

○副議長（齋藤重君）次に、日程第5、一般質問に入ります。

通告順により、西島昌和君が通告されておりますので質問を許します。

西島君。

○議員（西島昌和君）それでは、私は後期高齢者医療制度の番号制度への対応について質問をさせていただきます。

国民一人一人に個人を識別する番号を付与して、行政機関が社会保障や税の事務に利用するための法律、いわゆる番号法が平成25年5月に国会で成立をいたしました。これによりまして、行政にとってもそれぞれの業務ごとにもろもろの対応が必要となってくると思います。

約47万人の被保険者を抱えます静岡県の後期高齢者医療広域連合にとっても、大変大きな影響があるものと考えます。

そこで、1点目として番号制度について基本的な事項をお尋ねいたします。

国や国保中央会などがこの番号制度について、さまざまな検討を行っていると思いますが、この番号制度にはどのようなメリット、デメリットがあるのかをお尋ねいたします。

2点目として、個人情報の保護についてお伺いします。

番号を含む個人情報をしっかりと保護し、国民に安心してもらうための「特定個人情報保護評価」という仕組みで対応するとのことですが、その内容はどのようなものなのか、ま

た広域連合ではどのような準備が必要となるのかをお伺いをいたします。

最後に、広域連合の今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

大まかな予定を国が示していると思いますが、後期高齢者医療の関係について、現時点で判っているものがあればお尋ねいたします。

○副議長（齋藤重君） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君） まず、ご質問の1点目、番号制度のメリットについてお答えします。

番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されることとなりました。

個人におきましては、社会保障給付の申請・申告等の手続きの際、個人番号を記載することで証明書等の添付書類を省略できるなど負担が軽減されます。

一方、行政機関にとりましても、社会保障関係部局、税務当局が情報連携することにより、事務の効率化や公平で正確な賦課や給付などの効果が見込まれます。

次に、2点目の特定個人情報保護についてお答えします。

これまでお答えしたように、番号制度には多くのメリットがありますが、その反面、個人情報の外部への漏えい、個人番号の不正利用等を懸念する声もあります。これらの国民の懸念に対し、番号制度における安心・安全を確保するため、「特定個人情報保護評価」があります。

特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報をいい、行政機関が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとなります。保有により、どのようなリスクがあり、そのリスクをどう軽減・緩和するのかを、所定様式の評価書に記載して公表することが義務付けられます。

当広域連合としましても、国の特定個人情報保護委員会が示す評価指針に従い、計画管理書の作成、評価書の作成、住民の意見聴取、第三者機関への諮問、特定個人情報保護委員会への提出という手順を経て、特定個人情報保護評価書を公表することとなります。

最後に、広域連合における番号制度対応の今後のスケジュールについてお答えします。

国が示すスケジュールに則り、個人情報保護条例の改正、特定個人情報保護評価の実施、電算システムの改修、情報連携のためのネットワーク回線整備などが対応すべきこととして挙げられます。現時点で判明している情報では、平成28年1月の個人番号利用開始に向け、電算システムの改修仕様書が平成26年10月頃国から示される予定です。

また、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前に実施することとされており、それまでに行う予定です。

そのほか、平成26年10月頃、国から各医療保険者等に向け、「番号制度導入の手引き」いわゆるガイドラインですが、それが示される予定です。これを用いることにより、広域連合としましても、必要な対応事項を整理できると考えております。

現時点におきましては、まだまだ不明確な事項が多く、広域連合でも対応に苦慮してござい

すが、広域連合としましては、今後一層各機関と連携し、情報収集に努め、新たな情報が入り次第早急に対応して参りたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（齋藤重君）西島昌和議員。

○議員（西島昌和君）ただいま御答弁いただきまして、ありがとうございました。

これは再質問ではございませんが、少し意見を申し上げたいと思います。

番号制度につきましては、創設の趣旨からも、今御答弁がありましたように、行政の合理化や効率化、あるいは国民の利便性など大変多くの効果が見込まれているわけでありますけれども、一方で個人情報扱うというものでありますので、制度からも情報保護など、国民の安心・安全に向かつての確保が最も大切ではないかなというふうに思います。

ただいま答弁のなかにもありました、今後のスケジュールから、28年の1月の利用開始までには、まだまだ条例の改正をはじめとしたいくつかのクリアすべき課題があるということであります。現時点においても大変不明確なところも、項目も多くて苦慮しているということであります。

今後この番号制度を進める上で、関係機関との連携をですね、密に、また確実にしながら、適切な対応によりまして、この制度が信頼できる制度としてしっかり取り組んでいただきたいということを求めまして、私の発言を終わります。

○副議長（齋藤重君）西島議員、答弁は要りますか。

○議員（西島昌和君）結構です。

○副議長（齋藤重君）以上で西島昌和議員の質問を終わり、一般質問を閉じます。

日程第6 認定第1号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

○副議長（齋藤重君）次に、日程第6、認定第1号「平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（諸井泰君）一般会計の決算の説明をいたします。

ただいま上程されました認定第1号「平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

議案書の8ページ、9ページをご覧ください。

一般会計の歳入及び歳出予算現額は、それぞれ1億3,547万2,000円でございます。収入済額の合計は1億3,522万1,387円で、予算に対する執行率は99.82%でございます。また、支出済額の合計は1億2,609万139円で、予算に対する執行率は93.07%でございます。不用額は938万1,861円となっております。

議案書の 17 ページをご覧ください。歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は 913 万 1,248 円でした。この差引残額につきましては、繰越金として平成 26 年度の一般会計予算に繰り越しいたします。

以上が、平成 25 年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

○副議長（齋藤重君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより認定第 1 号について採決いたします。

本件については、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（齋藤重君）異議なしと認めます。よって、認定第 1 号は認定されました。

日程第 7 認定第 2 号 平成 25 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計歳入歳出決算の認定について

○副議長（齋藤重君）次に、日程第 7、認定第 2 号「平成 25 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（諸井泰君）特別会計の決算の説明をいたします。

ただいま上程されました認定第 2 号「平成 25 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

議案書の 26 ページ、27 ページをご覧ください。

特別会計の歳入及び歳出予算現額は、それぞれ 3,698 億 7,704 万 1,000 円でございます。収入済額の合計は 3,630 億 3,371 万 6,453 円で、予算に対する執行率は 98.15% でした。また、支出済額の合計は 3,502 億 5,636 万 5,067 円で、予算に対する執行率は 94.70% でした。歳出予算における不用額は 196 億 2,067 万 5,933 円となっております。

議案書の 41 ページをご覧ください。歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は、127 億 7,735 万 1,386 円でした。この差引残額につきましては、繰越金として平成 26 年度の特別会計予算に繰り越しいたします。

以上が、平成 25 年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決

算の概要でございます。

○副議長（齋藤重君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより認定第2号について採決いたします。

本件については、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（齋藤重君）異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定されました。

日程第8 議案第6号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○副議長（齋藤重君）次に、日程第8、議案第6号「静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）それでは、御説明いたします。

議案書の45ページをお願いします。

議案第6号「静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」でございますが、障害者自立支援法等の改正に伴い本条例中の法律名称及び引用条項を改め、また、雇用保険法等の改正に伴い、準用規程のうち船員である職員に関する部分の除外規定を削除することにより、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（齋藤重君）以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」]

○副議長（齋藤重君）異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

日程第9 議案第7号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

○副議長（齋藤重君）次に、日程第9、議案第7号「平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）それでは、御説明いたします。

議案第7号「平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、平成25年度一般会計の決算剰余金について、これを平成26年度予算へ繰り入れ、共通経費負担金の剰余分を市町へ償還するため予算の増額補正を行うもので、一般会計歳入歳出予算をそれぞれ813万1,000円増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（齋藤重君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」]

○副議長（齋藤重君）異議なしと認めます。よって、議案第7号は可決されました。

日程第10 議案第8号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○副議長（齋藤重君）次に、日程第10、議案第8号「平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君） それでは、御説明いたします。

議案第8号「平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」でございますが、主な内容は平成25年度特別会計の決算剰余金について、これを平成26年度予算へ繰り入れ、特別会計における共通経費負担金の剰余分を市町へ償還するための増額補正並びに平成25年度療養給付費等の精算に伴う、国・県・市町の公費負担金及び後期高齢者交付金を精算するための財源等の補正のほか、平成26年度後期高齢者医療円滑運営臨時特例交付金の交付及び臨時特例基金への積立などの補正を行うもので、特別会計歳入歳出予算をそれぞれ107億6,033万円増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（齋藤重君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（齋藤重君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は可決されました。

日程第11 同意議案第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○副議長（齋藤重君） 次に、日程第11、同意議案第2号「静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、飯田正志議員の退席を求めます。

〔 飯田正志君 退場 〕

○副議長（齋藤重君） 当局から、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（原田英之君） ただいま議案として上げていただいております当広域連合の監査委員といたしまして、伊豆市の飯田正志氏を選任いたしたく存じます。

是非御同意の程をよろしくお願いを申し上げます

○副議長（齋藤重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより同意議案第2号について採決いたします。

本件については、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

[「異議なし」]

○副議長（齋藤重君）異議なしと認めます。よって、同意議案第2号は原案のとおり同意されました。

飯田正志議員、御入場ください。

[飯田正志君 入場]

○副議長（齋藤重君）以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

原田英之広域連合長、御登壇ください。

○広域連合長（原田英之君）本日は7月定例会の開催に当たりまして、お忙しいところをこうしてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、平成25年度の後期高齢者医療広域連合の一般会計の決算、あるいは特別会計の決算をはじめ、各種議案につきまして慎重なる御審議を賜り、お認めをいただきましてありがとうございます。

今年度、石上議長、齋藤副議長、そして今同意をいただきました飯田監査委員でこの広域連合の運営を行って参りたいと、このように思います。

本日、西島議員から国民番号制度についての質問がございましたように、やはり私は、この広域連合が「それぞれの市町でやっていることをまとめてやりますよ」という、まとめてやればスケールメリットが働いて楽になりますけども、でもよく考えてみると、だいたいそれぞれの市町で634億円拠出をしているわけなんです。それと国と県のお金でこの広域連合が成り立っている。こういう団体で、だいたいの場合、私は、実は市長になる前が県の健康福祉部長でございましたので、ある程度こういう制度を知っているはずなんですけど、でも私もわからないんですよ。実は、本当に詳しくはわからない。

自分の話で申し訳ないですが、国保の方の理事長はこれで5、6年続けている。そうすると国保の方の問題点はわかってきて、国保として、今度は国や県に「これを要求すべきだ。これを要求すべきだ」というのは出てきます。そうするとどんどん連合会経由で、県の連合会の上に国の連合会っていうのがあって、「国の連合会は何をしているんですか」ということで文句を言っていきます。国保の方は完全にもう静岡県の連合会から文句を。

それで、こちらの後期高齢者の場合にも、事務局の人が一生懸命やってないっていうんじゃ

なくて、一生懸命やってくれていても、制度ができてまだ新しいものですから、しかも一緒になるっていうことによって問題点がわからない。だけでもこの634億円、それぞれの市町から全部でいただいている、高齢者の部分が増えてくる、必ず。いわゆる市町負担と国の負担と県の負担が適正であるとか、あるいはそれは総量的に見たらどうなのか、あるいはこのなかでやっている事業のなかで、どっちかといったら、極端なことを言うとやらなくても良い事業があって、もっとやるべきものがあるのかもわからない。これは私ですよ。皆さん方はわかっている方もおいでになるかもしれない。だけどやっぱり私は、もうそろそろこの広域連合もこの国民番号制の問題が出てきたり、なんかすることに合わせて、やっぱり同じ広域で一緒にやるんだったら、よりスケールメリットを活かせるとともに、より今度は効率的な、可能な限り市町の負担は少ない方が良いでしょうから、やっぱり少ない負担でこの後期高齢者の制度が成り立っていきけるような、そういうことを努力して参りたいと思います。

さりとて、私も今この職にあるのは、市長会長っていうポストでございますので、これとて限られているポストでございますので、でもせっかくこうして今日おいでの皆さん方とは今年度1年間、議員という立場と、私は連合長という立場でございますけども、一緒にやらせていただくわけでございますので、是非よろしく願いをいたしたいと。

この次の会議のときには、これから事務局にお願いするんですけども、全協のときに、数字的なものは皆さん方に承知していただいて、むしろ制度的なものを少し込みながら説明を加えた方がどうやら良いのかなと。数字を読んでも「そうなの」ということになって、あの数字を見て「これは間違いだ」と言う人はほとんどいないはずですよ。そうじゃなくて、むしろ制度的な問題で「これはこういう制度になっているので」ということを少し補いながら、そういう説明をした方が、決算にしろ当初予算にしろわかり良いのかなと。こういう感じがいたしております。自分の不勉強を棚に上げて偉そうなことを申し上げましたけど、連合長としての職にある限り、そうした向きで努力をして参りたいと存じます。

今日はお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

今後とも是非よろしく願いいたします。

○副議長（齋藤重君）以上をもちまして、平成26年静岡県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時59分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 石 上 顕 太 郎

前 議 長 太 田 康 隆

副 議 長 齋 藤 重

前 副 議 長 土 屋 糸 太 郎

議 員 北 村 正 平

議 員 山 本 博 保